

ID: 3002

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	措置命令(第3条の2及び第3条の3の規定により独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業(施行地区が2以上の市町の区域に存するものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (建築行為等の制限) 第76条 4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日